

盛岡広域振興局長告示第22号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成25年3月5日

盛岡広域振興局長 菊池正佳

- 1（1）路線名 紫波インター線
  - （2）供用開始の区間 紫波郡紫波町北日詰字守屋8番10地先から8番1地先まで
  - （3）供用開始の期日 平成25年3月5日
  - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 盛岡広域振興局土木部
    - イ 期間 平成25年3月5日から同年4月5日まで
- 2（1）路線名 不動盛岡線
  - （2）供用開始の区間 盛岡市永井20地割72番1地先から17地割21番1地先まで
  - （3）供用開始の期日 平成25年3月5日
  - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 盛岡広域振興局土木部
    - イ 期間 平成25年3月5日から同年4月5日まで